

岩手県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第271号）で公示した公共測量を終了した旨奥州市長から次のとおり通知があった。

令和6年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 奥州市胆沢南都田字広表地内
- 2 実施した期間 令和5年4月3日から同年7月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び水準測量